

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-5
提出年月日	令和5年12月14日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	全般	図面の解像度の向上または図面の拡大により、視認性を向上させました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-114	記載の充実化のため、漂流物に対する取水性確保の影響評価の流れを整理したフロー図を追加しました。 また、図の追加に伴い、以降の第2.5-17図までの図番を修正しました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-116	津波の平面二次元解析と軌跡解析の繋がりに関する記載の充実化のため、以下のとおり修正しました。（下線部参照） （旧）上記から得られる情報を基に、敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性を考察した。 （新）上記から得られる情報を基に、敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性を考察した。さらに、津波の平面二次元解析から求まる流向及び流速を基に仮想的な浮遊物が辿る経路を確認することで、より詳細に基準津波等の流向及び流速の特徴が把握できるため、仮想的な浮遊物の軌跡解析を実施した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-117, 155	資料構成の明確化のため、「敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性」と「軌跡解析」の項目名を追加しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-156	「第2.5-18図仮想的な浮遊物の移動開始位置」に記載される一部地点に位置ずれがあったため修正しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-157～176	記載の充実化のため、第2.5-19図の軌跡解析結果について、凡例を追記するとともに、泊発電所及び泊漁港・茶津漁港・堀株港・岩内港の位置を明記しました。 また、泊発電所の防波堤の形状が分かるように下図を修正しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-177	記載の充実化のため、以下のとおり修正しました。（下線部参照） （旧）前項「②敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性の把握」における、基準津波等の特徴を踏まえ、漂流物の抽出における津波としては、基準津波の策定で考慮した津波のうち、流速が最も大きいと考えられる波源K（防波堤損傷なし）で代表させる。 （新）前項「②敷地及び敷地周辺に來襲する津波の特性の把握」における【水位変動・流向ベクトル（添付資料37）から得られる情報】に記載のとおり、基準津波等の特徴を踏まえ、漂流物の抽出における津波としては、基準津波の策定で考慮した津波のうち、流速が最も大きい（北防波堤先端付近で17.63m/s）と考えられる波源K（防波堤損傷なし）で代表させる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-177	評価地点の選定について、以下のとおり記載充実化のため修正しました。 （旧）発電所方向に向かう軌跡が見受けられた地点2, 3, 4を評価対象とした。 （新）発電所方向に向かう軌跡が見受けられ、 <u>水位、流向、流速の時系列データより発電所方向への移動が比較的大きくなると想定される</u> 地点2, 3, 4を評価対象とした。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-178	記載の充実化のため、第2.5-21図の説明として以下の記載を追記しました。 （新）そのうち、上記の通り評価地点として選定した地点2, 3, 4, 13について、第2.5-21図に検討対象時間とした10分から70分における移動量の評価結果の詳細を示す。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-178	誤記を修正しました。 （旧）評価の結果、抽出地点（地点1）における移動量3.3kmが最大となった。以上により漂流物の移動量が3.3kmとなるが、安全側に半径7kmの範囲を漂流物調査の範囲として設定する。 （新）評価の結果、抽出地点（地点2）における移動量4.6kmが最大となった。以上により漂流物の移動量が4.6kmとなるが、安全側に半径7kmの範囲を漂流物調査の範囲として設定する。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-189-192	第2.5-21図の赤枠について以下の記載を追記しました。 （新）※上図の赤枠は、発電所へ向かう流向が継続している時間を示している。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-195.196	記載の充実化のため、判断基準をフロー図内に落とし込む等の修正をしました。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-Ⅱ-2-198-210, 212-230, 238-248	先行実績を踏まえ、調査分類A, Bについて「建物」「車両」「設備・その他」「防波堤・コンクリート構造物等」に分類しました。 分類化に伴い人口構造物のNo及び記載順を修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.38)	5条-別添1-Ⅱ-2-211, 212	イスバッシュ式の変形(安定質量を求める式から安定流速を求める式)を記載し、各変数の凡例を追加しました。 また、第2.5-9表にインプットデータ(質量, 密度, 海水に対する密度)を追加しました。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.38)	5条-別添1-Ⅱ-2-212他	滑動評価の高低差に関する記載について以下のとおり修正しました。以降同様箇所を修正しました。(下線部参照) (旧) また、取水口は発電所港湾内に比べ、約6m高い位置にあることから、到達しないと評価した。 (新) また、滑動により一旦海底に沈んだ場合であっても、取水口呑口下端(T.P.-8.0m)は発電所港湾内(T.P.-14.0m)に比べ、約6m高い位置にあることから、到達しないと評価した。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.38)	5条-別添1-Ⅱ-2-212-235, 254-259	ヒアリングコメント対応として第2.5-23図のフロー図の修正に伴い、漂流する可能性、滑動する可能性、到達する可能性及び閉塞する可能性の判断基準について、記載表現を修正しました。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.38)	5条-別添1-Ⅱ-2-218~236, 248~251	施設本体とがれき等で評価が異なる場合は表内を分割して示す等の記載表現の修正をしました。 また、記載の適正化として、資料内の記載の整合を図る観点で修正しました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.38)	5条-別添1-Ⅱ-2-253	記載の適正化として、漁業権消滅区域表示ブイの形状を修正しました。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.38)	5条-別添1-Ⅱ-2-273	作業船の仕様(FRP製)を追記しました。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.38)	5条-別添1-Ⅱ-2-274	第2.5-38(3)(4)図について、以下のとおり修正しました。 ・貯留堰天端高さの水位修正 ・水位を追記 ・T.P.+5.5mをT.P.5.5m(「+」を削除)	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.38)	5条-別添1-Ⅱ-2-281	「災害に強い漁業地域づくりガイドライン(水産庁)」の記載について最新の改定年度に修正しました。(下線部参照) (旧) 「災害に強い漁業地域づくりガイドライン(水産庁 平成24年3月)」 (新) 「災害に強い漁業地域づくりガイドライン(水産庁 令和5年3月)」	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.38)	5条-別添1-添付23-10	別添2.5の第2.5-23表に合わせ、6.対象漂流物の配置位置及び種類等の記載を適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-添付41-7～26	記載の充実化のため、第3-1図の軌跡解析結果について、凡例を追記するとともに、泊発電所及び泊漁港・茶津漁港・堀株港・岩内港の位置を明記しました。 また、泊発電所の防波堤の形状が分かるように下図を修正しました。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.38）	5条-別添1-添付37-1～1058	記載の充実化のため、発電所周辺海域の各スナップショットに泊発電所の位置を明示しました。また、各波源において最大水位上昇量を示す時間、場所が分かるように該当する発電所港湾部のスナップショットに最大水位上昇量を明示しました。	